

評議員及び役員の報酬等
に関する規程

社会福祉法人たちばな会

評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人たちばな会(以下「この法人」という。)の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、定款第八条及び定款第二一条により評議員・役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の評議員・理事の報酬総額は、別記の「評議員・理事の報酬」に定める額とする。

- 2 監事の報酬は評議員会において決めるものとする。

(理事長の報酬)

第5条 理事長に対して報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、月額300,000円とする。
- 3 理事長の業務報酬は、毎月26日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支給する。

(費用弁償)

第5条 この法人は、評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(摘要除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員・評議員選任委員は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年 4月 1日(定時評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和2年 4月 1日から施行する。

別記 1 (日 額)

	名 称	報 酬	実費費用弁償
評議員	議員会出席報酬等	2,000	1,000
理 事	理事会出席報酬等	2,000	1,000
監 事	評議員・理事会出席報酬等	2,000	1,000

別記 2 (日 額)

名 称	報 酬	実費費用弁償
評議員及び理事業務報酬等	2,000	1,000
監事鑑査指導報酬等	2,000	1,000
評議員専任・解任委員等	2,000	1,000

別記 3 (月 額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	300,000円

別記 4 (日 額)

区 分	報 酬 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		旅 費
		甲地方	乙地方	
費 用	2,000円	13,000円	12,000円	実 費

備考：宿泊料の欄中甲地方とは、東京都及び政令指定都市をいい乙地方とは、その他の地域を言う。